

国際港湾・交流都市 舞鶴

“住んでよし働いてよし訪れてよし”の安全・安心まちづくり協定 協 定 書

舞鶴市と京都府舞鶴警察署は、相互に連携して、舞鶴市民はもとより、国内外から訪れる多くの観光旅行者等、誰もが安全で安心して、暮らし働き訪れることのできる豊かで住みよい地域社会を実現するため、次のとおり協定を締結する。

- 1 舞鶴市は、市民、事業者、関係機関及び団体等と連携協力して、犯罪、事故、災害等を未然に防ぎ、市民等の安全と安心を確保するための取組を推進する。
- 2 京都府舞鶴警察署は、市民等の安全と安心を確保するための取組の企画や実施に関し、専門的知見及び実践等をもって、助言、情報提供及び対策を推進する。
- 3 舞鶴市及び京都府舞鶴警察署は、前2項の取組の内容について協議するため、「舞鶴市安全・安心まちづくり推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。
- 4 舞鶴市及び京都府舞鶴警察署は、推進会議において協議したソフト・ハード両面の取組を協働して推進する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、舞鶴市長と京都府舞鶴警察署長が署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成28年8月31日

舞 鶴 市 市 長

京都府舞鶴警察署 署 長